

消化器がん検診全国集計委員会内規

〔目的〕

第1条 この委員会は日本で実施されている消化器がん検診の実態調査（「全国集計」という）を行う。

〔委員会〕

第2条 委員会は次により構成する。

2. 委員は学会評議員である候補者の中から理事会が選出し、理事長が委嘱する。
3. 委員会に委員長、副委員長および幹事をおく、その選出は委員の互選による。
4. 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
5. 委員長は必要に応じ、委員会を招集する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の場合は委員長を代行する。幹事は学会事務局との連絡にあたる。

〔業務〕

第3条 委員会は次の業務を行う。

- (1) 調査集計項目の決定に関すること。
- (2) 消化器がん検診実施期間の把握と調査対象期間の決定に関すること。
- (3) 消化器がん検診実施機関の実態調査に関すること。
- (4) 消化器がん検診成績の集計と評価に関すること。

(5) 集計結果の公表

但し、公表は学会誌上および総会において行う。

(6) その他

〔協力委員〕

第4条 全国集計の業務を円滑に行うため、各都道府県に全国集計協力委員をおく。

2. 全国集計協力委員は、各支部長が各都道府県ごとに選出し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
3. 全国集計協力委員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
4. 全国集計協力委員は全国集計委員会の求めにより、集計業務の協力を行う。
5. 全国集計委員会の求めにより、全国集計協力委員連絡会を開くことができる。

付記 この内規の改廃は全国集計委員会において行う。この内規は昭和59年11月13日から施行する。